

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社是に掲げた「誠実」「努力」「創造」の精神により、経営理念及び行動指針を定め、企業としての社会的責任を果たし、役員及び社員の一人心とりが法令や社内規則を遵守し、高い倫理観を持って企業活動を行っております。この「社是」「経営理念」及び「行動指針」を企業活動の基本として、企業価値の向上を最重要課題として経営を推進しております。

また、株主をはじめ全てのステークホルダー(利害関係者)を重視し、経営の透明性・健全性・遵法性はもとより、適時適切な情報開示を通じて企業経営に対する信頼性の向上を得るため、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題の一つとして取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

議決権の電子行使等につきましては、株主の議決権行使の負担軽減につながる可能性を踏まえ、招集通知の英訳も含め、今後の課題と認識しております。

【補充原則2-5-1】

当社では、社内に内部通報窓口を設置し、内部通報制度を適切に運用しております。経営陣から独立した窓口の設置は、今後の課題と認識しております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社のコーポレートガバナンスの体制は、取締役6名(内社外取締役1名)監査役3名(内社外監査役2名)であります。社外取締役は弁護士としての専門的見地から、取締役会の監督をしており、社外監査役の2名は、弁護士及び税理士としての専門的な見地から適切な監査を行っております。当社の企業規模やとりまく環境などを総合的に勘案し、社外取締役の果たすべき客観的立場からの経営の監督等は機能していると判断しております。

しかしながら、より良いコーポレートガバナンス体制のために、社外取締役の複数名の選任については、今後の課題と認識しております。

【補充原則4-10-1】

当社は独立社外取締役が1名であり、取締役会の過半数には達していませんが、独立社外取締役は、客観的な立場から取締役会の監督機能を十分に果たしていただいていると認識しております。そのため、現時点では、取締役会の下に諮問委員会等は設置していません。しかしながら社外取締役からのより良い助言を得るための一つの方法として今後の課題と認識しております。

【補充原則4-11-3】

取締役会として、その実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することは、今後の課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、お客様や取引先の株式を保有することで中長期的な関係維持、取引拡大等が可能となり、結果として当社の企業価値を高め、株主・投資家の皆様の利益につながるかと考える場合において、その株式を保有する方針としております。

また、その議決権行使については、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するよう議決権を行使いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、取締役会規則において、取締役の競業取引及び利益相反取引について、取締役会の承認を得ることを定めております。また、取締役会の承認を受けた取引が実行された際には、その内容について取締役会で報告することとしております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

- (1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画につきましては、平成25年4月3日開示の「新「中期経営計画」策定に関するお知らせ」をご覧ください。
- (2) 本報告書1. 1. 基本的な考え方をご参照ください。
- (3) 本報告書【取締役報酬関係】に記載の通りであります。
- (4) 取締役・監査役・経営陣幹部の選定に当たっては、当社の企業価値の向上につながるよう、総合的に判断し、取締役会が決定しております。
- (5) 取締役・監査役候補者については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1】

取締役会の職務の範囲については、「取締役会規則」により定めております。また、執行役員やその他経営陣に対する委任の範囲については「執行役員規則」及び「職務権限規程」により定めております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断し、選定しております。

【補充原則4-11-1】

取締役の候補の選任に際しては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し、当社の規模を踏まえ、最終的に取締役会で決定しております。

【補充原則4-11-2】

招集通知等を通じて、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しております。

【補充原則4-14-2】

当社では取締役・監査役に向けて、社内外の研修などを通じて上場会社の取締役・監査役としての役割・責務についての理解を深める機会の提供を行っております。

また、社外取締役・社外監査役就任の際には、会社の歴史・事業内容について、工場見学を含め説明を行い、事業についての適切な知識を習得していただく機会を設けております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社においては、IR担当部署を人事・総務部とし、人事・総務部担当の役員を中心にIR活動を行い、会社の経営方針・事業内容などの説明を通じ、建設的な対話を行っております。

具体的には、年2回の決算発表、企業展への出展、事業報告書、社会・環境報告書の発行などを行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	2,195,000	6.04
株式会社みずほ銀行	1,737,000	4.78
第一生命保険株式会社	1,500,000	4.13
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,318,000	3.63
石塚硝子株式会社	1,280,829	3.52
旭硝子株式会社	1,210,848	3.33
愛知時計電機株式会社	962,000	2.65
石塚芳三	936,000	2.57
株式会社三井住友銀行	870,500	2.39
御幸毛織株式会社	700,000	1.92

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
後藤武夫	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
後藤武夫	○	株式会社シイエム・シイ社外監査役	弁護士としての専門的見地から企業法務に高い見識を有しており、これらを当社の経営に反映するため (独立役員指定理由) 当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性の高い者で、弁護士としての専門的見地から積極的な意見、提言等をいただいておりますので、当社の独立役員として適当であると考えます。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人からは、財務諸表の経過報告を定期的に受けるほか、意見交換会を開催するなど会計監査の相当性確保に努めております。

また、内部監査部門からは事業活動の全般にわたる管理・運営制度及び業務の遂行状況の合法性、合理性についての監査結果の報告を定期的に受けるほか、意見交換会を開催し、業務監査の相当性確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され	

ている人数	2 名
-------	-----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤茂	弁護士													
小栗悟	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤茂	○	——	弁護士としての専門知識を活かした監査業務を期待するため (独立役員指定理由) 当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性の高い者で、弁護士としての専門的見地から積極的な意見、提言等をいただいておりますので、当社の独立役員として適当であると考えます。
小栗悟	○	——	税理士としての専門知識を活かした監査業務を期待するため (独立役員指定理由) 当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性の高い者で、税理士としての専門的見地から積極的な意見、提言等をいただいておりますので、当社の独立役員として適当であると考えます。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

企業価値の一層の向上を図るため、役員目標達成に向けてのインセンティブを一層高め、役員の報酬と株主価値との連動性を高めて行く観点から、役員退職慰労金制度を廃止し、併せて役員報酬の一部に株価連動型報酬を導入いたしました。この株価連動型報酬は、役員の月額報酬の一部を役員持株会に提出して当社株式を取得し、取得した株式を原則在任期間中保有するものであります。この制度を導入することにより、役員の報酬の一部が事実上当社株価に連動することとなり、企業価値の向上に対する役員の経営責任が一層明確になります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬総額 97百万円

--	--

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、「取締役報酬基準月額」をベースに算定しております。基本報酬月額については、株主総会決議による取締役の報酬総額の限度内において、取締役の役位等に応じた基準に基づき決定しております。取締役賞与については、業績に対応した基準により算定し、株主総会決議による取締役の報酬総額の限度内において取締役の役位等に応じた基準に基づき決定することとしております。「取締役報酬基準月額」の制定・改廃は取締役会の決議によることとしております

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の職務を補助するため監査役会事務局を設置し、監査役を補助する使用人は、監査役の要請により都度、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役・取締役会

当社の取締役会は、6名(内代表取締役2名、社外取締役1名)の構成となっており、定期的に、また必要に応じて随時開催し、法令、定款に定める事項や経営戦略の立案、その他経営上の重要事項の意思決定と職務執行の監督・監視など全社経営機能を担っております。

また、直接的な職務執行責任を明確に分離するため、社内カンパニー制及び執行役員制度を導入し、ガバナンス体制の充実を図っております。

(2) 監査役・監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名(内社外監査役2名)の構成となっており、定期的に、また必要に応じて随時監査役会を開催するほか、自らの監査方針及び監査計画に基づき定期的・網羅的に各社内カンパニー・部門及びグループ会社の監査を実施するとともに取締役会・カンパニー社長会等の重要会議に出席し、職務の執行状況を監視できる体制としております。

会計監査人との連携につきましては、財務諸表の経過報告を定期的に受けるほか、意見交換会を開催するなど会計監査の相当性確保に努めております。

また、内部監査部門との連携につきましては、内部監査部門の監査計画や監査結果の報告を定期的に受け、監査の参考としております。

(3) カンパニー社長会

当社は、取締役会で決定された重要事項の伝達と各カンパニー及び連結子会社における職務執行状況に関する討議を目的として、定期(1ヶ月に1回)にカンパニー社長会を開催しております。取締役、執行役員、連結子会社の社長を構成メンバーとし、常勤監査役が参加しております。

(4) 内部監査

当社の内部監査部門は、4名(常勤4名)の構成で、事業活動の全般にわたる管理・運営制度及び業務の遂行状況の合法性、合理性について監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告するとともに会計監査人と連携し、業務改善へ助言・提案を行っております。

(5) リスク管理委員会

執行役員・連結子会社社長等を構成メンバーとするリスク管理委員会(各社内カンパニー、連結子会社にリスク管理推進委員会)を設置し、定期的(3ヶ月に1回)にリスク管理委員会を開催しております。

(6) 会計監査

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、西松真人、伊藤達治の2名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、会計士試験合格者等3名、その他16名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在当社の監査役会は3名で構成されており、うち社内監査役1名、社外監査役2名であります。各監査役は取締役会、その他の重要な会議への出席、部門監査の実施、重要書類の閲覧及び取締役との定期協議により、会社の基本方針、経営計画、重要事項の決定及び業務執行状況の監査機能を十分発揮できる体制を整えております。

また、社外取締役を1名選任しており、取締役会の監督機能を強化するとともに、意思決定の透明性を確保する体制を整えました。

社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	本年は平成28年5月30日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	本年は平成28年6月17日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 管理本部人事・総務部 担当役員: 取締役管理本部長兼経営企画部長 畔柳 博史 事務連絡責任者: 人事・総務部長 伊藤雅郎	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業としての社会的責任を果たし、社会からの信頼に応えていく企業であることを目指し、企業行動の各分野にわたる基本的な行動指針をコンプライアンス行動規範として定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	品質(ISO9001)・環境(ISO14001)・労働安全衛生(OHSAS18001)の3つのシステムに関する認証、適合書の取得を主要工場において完了させ、社内外に対して優しい企業活動を推進しています。また社会・環境報告書を毎年発行しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コンプライアンス行動規範の中で、公正、透明な企業活動を行い、企業情報を適時適切に開示して顧客、株主、地域社会その他の関係者への理解促進に努めるよう定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 業務運営の基本方針

石塚硝子グループは、「誠実・努力・創造」を社是として掲げ、次の経営理念を業務運営の基本方針とする。

【経営理念】

1. “信用第一”に心がけ、グループ企業内外の信頼を得る。
2. “企業は人なり”の理念で、人材の育成に努める。
3. “最高の品質”を求め、絶えず新技術を開発する。
4. “革新と創造”に満ちた持続的発展を続け、社会に貢献する。

また、企業として社会的責任を果たし、社会からの信頼に応じていく企業であることを目指し、社員一人ひとりが法令を遵守し高い倫理観をもって適切な判断と行動ができるように基本的な行動指針を定める。

2. 内部統制システムの基本方針

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役は経営理念や石塚硝子グループコンプライアンス行動規範に基づき、法令及び定款に適合するための体制整備に努める。
2. コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な事項を審議する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程、その他の社内規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で記録し、適正に保存及び管理する。

(3)当社及び子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という)における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理の実効性を確保し、適切な対応を図るため、リスク管理委員会を設置し、当社グループのリスク管理の基本方針並びにその推進体制、その他重要事項を決定する。これに基づき、リスクの未然防止などの事前対応とリスクが顕在化したときの事後対応を行う。
2. リスク管理委員会の下にリスク管理推進委員会を設置し、当社グループのリスクを抽出し、低減策を実行する。

(4)当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 石塚硝子グループ中期経営計画及び年度経営計画を策定し、部門毎に方針を明確化し、一貫した管理を行う。
2. カンパニー制及び執行役員制により、担当業務と職務権限を明確にし、職務の効率化を図る。

(5)当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 石塚硝子グループコンプライアンス行動規範に基づき、研修等を通じて、当社グループのすべての役員及び社員等に対しコンプライアンスの徹底を図る。
2. 内部通報制度の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、内部監査部門による継続的監査を行う。

(6)当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1. 当社グループの業務が法令及び定款に適合することを確保するため、経営理念と行動指針を当社グループ共通のものとし、人的交流等を通じてその浸透を図る。
2. 石塚硝子グループ管理規程に基づき、当社グループ相互の責任と権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
3. 業務報告会を通じて、当社グループの情報の共有と経営の適正性の確保に努める。

(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役の要請により合理的な範囲で監査役スタッフを置く。

(8)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役の職務を補助する使用人の人事に係る事項については、事前に監査役会の同意を得る。
2. 監査役スタッフは、監査役の要請に基づき当該職務を行う期間は、監査役の指揮命令下にあるものとし、取締役からの独立性を確保する。

(9)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 当社グループの役員及び社員等は、主な業務執行について、必要に応じ監査役に報告するほか、事業運営に重要な影響を与える事項については、都度報告をする。
2. 内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び社員等からの内部通報の状況について、必要に応じて、監査役に報告をする。
3. 報告をした役員及び社員等に対し、当該報告したことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、周知徹底を行う。

(10)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 取締役は、監査役監査の実効性を高めるために、監査役の重要会議への出席や重要文書の閲覧、工場・子会社の实地監査等の監査活動に積極的に協力する。
2. 内部監査部門は、監査役との連携を密にし、監査役に対し内部監査結果の報告をする。
3. 監査役が職務の遂行において生ずる費用の請求をするときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

(11)財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のための内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要なる是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関係法令等に対する適合性を確保する。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、石塚硝子グループコンプライアンス行動規範において市民生活の秩序や安全及び企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした姿勢で対応する旨を定め、反社会的勢力との関係排除に向け、当社グループ全体で企業倫理の浸透に取り組む。また、平素より関係機関等からの情報収集に努め、所轄警察、顧問弁護士等と緊密に連携し適切に対処する体制を構築する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり
-------------	----

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対応方針を含めた「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入しています。

詳細につきましては、当社ホームページ掲載の「当社株式の大規模買付に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（平成28年5月11日付）をご覧ください。

（<http://www.ishizuka.co.jp/news/index.html>）

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制

